12 交通運賃等の割引

(1) 旅客運賃の割引

○ 運賃割引の際の障害の区分

【第１種、第２種身体障害者】

第１種 身体障害者	・視覚障害の１級～３級及び４級の１ ・聴覚障害の２級、３級 ・上肢不自由の１級、２級の１及び２級の２ ・下肢不自由の１級、２級及び３級の１ ・体幹不自由の１級～３級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で上肢機能障害１級、２級または移動機能障害１級～３級（１上肢または１下肢のみに運動機能障害がある場合は除きます） ・ぼうこうまたは直腸の機能障害の４級を除く内部障害
第２種 身体障害者	第１種身体障害者以外の人

※ 第１種に該当しない障害が２つ以上あり、それらの障害を総合すると第１種に準ずる障害の程度の人も第１種身体障害者とされます。

【第１種、第２種知的障害者】

第１種 知的障害者	・重度の知的障害者
第２種 知的障害者	・第１種知的障害者以外の人

鉄　道

割引のきっぷをお求めの際は、係員のいる窓口で、身体障害者手帳、療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に１種又は２種の記載のあるもの）をご提示ください。また、割引のきっぷをご利用の際は、身体障害者手帳、療育手帳を携行してください。

《Ｊ　Ｒ》

【第１種】

対象者	乗車券	旅客区分	障害者本人が単独で乗車する場合	介護者とともに乗車する場合（介護者が１人まで）　※1	
				本人	介護者
身体障害者 知的障害者	普通	大人	５割引（片道 101km 以上の利用の場合のみ）	５割引	５割引
		小児			
	回数券	大人	×	５割引	５割引
		小児			
	定期券	大人	×	５割引	５割引
		小児		×※２	

【第２種】

対象者	乗車券	旅客区分	障害者本人が単独で乗車する場合	介護者とともに乗車する場合（介護者が１人まで）	
				本人	介護者
身体障害者 知的障害者	普通	大人	５割引（片道 101km 以上の利用の場合のみ）	×	×
		小児			
	回数券	大人	×	×	×
		小児			
	定期券	大人	×	×	×
		小児		×	５割引※３

※１・・身体障害者、知的障害者の方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。なお、割引となる介護者の方は１名です。

※２・・本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃（大学生用）の半額です。

※３・・定期券使用の 12 歳未満の障害児の介護者１人は定期券の割引の対象になります。（但し、通勤定期券のみ）

《私鉄各社》

単独でご乗車の場合、割引はありません。普通運賃にて乗車券をご購入ください。ただし片道 101km 以上の場合は5割引となります。
（京阪電車の場合、JR 西日本線を通じて片道 101km 以上旅行する場合は 5 割引となります。） 詳細については私鉄各社にお問い合わせください。

種類	対象者	乗車券	旅客区分	介護者とともに乗車する場合	
				本人	介護者
第１種	身体障害者 知的障害者	普通	大人	５割引	５割引
			小児		
		回数券	大人	５割引	５割引
			小児		
		定期券	大人	５割引	５割引
			小児	×	
第２種	身体障害者 知的障害者	定期券	大人	×	×
			小児	×	５割引※

※定期券使用の 12 歳未満の障害児の介護者は定期券の割引の対象になります。
（但し、通勤定期券のみ）

バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者本人が単独で乗車する場合	身体・知的障害者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	５割
		定期券	３割
介護者とともに乗車する場合（介護者は１名まで）	第１種身体・知的障害者及びその介護者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	５割
		定期券	３割
	第２種身体・知的障害者の介護者（障害者本人が 12 歳未満 の場合のみ、なお障害者本人の分も購入する必要あり）	定期券	３割（介護者のみ）

※バス会社によって適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

Osaka Metro・大阪シティバス

身体障害者手帳・療育手帳を提示した場合、乗車料金を割引します。

乗車区分	対　　象	取扱い
地下鉄	・第１種身体障害者手帳をお持ちの方 （12歳未満の第２種身体障害者手帳をお持ちの方を含みます。） ・第１種療育手帳をお持ちの方 （12歳未満の第２種療育手帳をお持ちの方を含みます。） ただし、介護人が必ず同乗する必要があります。	本人 介護人 とも ５割引
バス	・第１種身体障害者手帳をお持ちの方 （12歳未満の第２種身体障害者手帳をお持ちの方を含みます。） ・第１種療育手帳をお持ちの方 （12歳未満の第２種療育手帳をお持ちの方を含みます。） 介護人が同乗する場合、本人単独の場合のいずれでも対象となります。	
	・第２種身体障害者手帳をお持ちの方 （12歳未満は除きます。） ・第２種療育手帳をお持ちの方（12歳未満は除きます。）	本人 のみ ５割引

問合せ先

Osaka Metro・シティバス案内コール
（旧大阪市交通局　市営交通案内センター）

TEL 06－6582－1400

航空機

割引の対象者		割引内容等
身体障害者 知的障害者 精神障害者	手帳交付を受けている本人と介護者１名	航空会社等により適用が異なる場合がありますので、ご利用の際は、各航空会社にお問い合わせください。

船　舶

船舶運賃の旅客運賃も、ＪＲと同様の割引がされる場合があります。

（2）重度障害者（児）タクシーの基本料金助成

在宅の重度障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部（基本料金）を助成することにより、交通手段の確保と介護に伴う負担の軽減を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進を図るための制度です。

対象者

寝屋川市に住所を有する在宅の方で、以下の表に該当する障害を持つ方です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級・判定	１・２	Ａ	１

以下の方は対象外となります。

- 世帯において最も収入の多い者の前年分所得税額が７万円を超える世帯
- 施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等）に入所されている方（グループホーム、有料老人ホーム等は除く）

利用方法

手帳、印かんを持参のうえ、窓口で申請し、「寝屋川市重度障害者（児）タクシー利用券」の交付を受けてください。

※この利用券を使用するときは，必ず身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

交付枚数

申請月より月２枚、年間 24 枚限度

※利用できるタクシー会社は、申請時にお知らせします。
※タクシー利用券の有効期限は、その年度末（３月 31 日）です。申請月から３月までの月数に応じて交付枚数を計算するため、５月以降に申請されると交付枚数が少なくなります。
※交付はお持ちの手帳冊数にかかわらず、各年度１冊となります。

（3）タクシー料金の割引

対象者

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

割　引

タクシー料金の１割引
※ただし、高速料金・駐車料金は対象外です。

利用方法

タクシー利用時に手帳を提示

※タクシー会社によって適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

（4）有料道路通行料金の割引

有料道路では、登録された自動車 1 台に対して、通常料金から割引率 50%以下の障害者割引を実施しています。

この割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活活動において、自家用車を利用されている障害者に対して、通行料金を割り引くことにより、走行条件の良い有料道路を快適にご利用いただき、社会的自立をお手伝いしようという観点から導入されたものです。ご利用には事前の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

対象者

区　分	対象となる方
障害者ご本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。
障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗される場合	身体障害者手帳又は療育手帳（A）の交付を受けている方のうち、重度の障害※をお持ちの方が対象になります。 ※重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第 1 種と同じ範囲です。

登録できる台数

障害者の方お一人につき 1 台を事前に登録していただきます。

車種要件について（自家用・事業用の別）

自動車検査証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載されているもののうち、 下表に該当するもの。

車　種	要　　件
乗用自動車	自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が 10 人以下のもの（軽自動車も対象になります）。
貨物自動車	自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が 4 人以上 10 人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が 500kg 以下のもの。
特種用途自動車	自動車車検証の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が 10 人以下のもの。
二輪自動車	総排気量が 125cc を超えるもの。

※「事業用」と記載されているものは対象となりません。

所有者要件について

区　分	所有者
障害者ご本人が運転される場合	障害者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗される場合	障害者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方

※割賦購入(ローン)又は長期リース(レンタカー等短期リースは含みません。)により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。割賦契約書をご持参ください。

※法人名義の自動車を個人的に利用している場合も割引の対象になりません。

※福祉施設等が所有する自動車も対象になりません。

利用の手続きについて

※必ず、すべて原本をご提示ください

障害者割引を受けるためには、障害福祉課にて事前に登録が必要です。申請に必要な書類などは次のとおりです。なお、ＥＴＣ利用者はＥＴＣ利用証明書の交付（障害福祉課）を受け事業者へ登録申込を行い、事業者から登録済結果通知書を受けた以降の利用となります。

手帳での割引の場合	・障害者ご本人の身体障害者手帳又は療育手帳 ・登録を申請される自動車の自動車検査証 ・割賦契約書（ローンを組んでおられる場合） ・障害者ご本人の運転免許証（障害者ご本人が運転される場合） ・委任状（代理人による申請の場合）
ETC 利用での割引の場合	上記に加えて ・ETC カード（障害者ご本人名義に限ります※） ・「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」 等登録を申請される自動車に取り付けられた ETC 車載器の車載器管理番号が確認できる書類等

※未成年の重度の障害者の方でご本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障害者ご本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義の ETC カードも対象となります。

有効期間について

障害者割引の登録については、有効期間を設けております。

割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の２回目の誕生日までとなります。ただし、更新申請については割引有効期限の２ヵ月前から割引有効期限の前日に申請していただく場合は、その手続きを終了した日からその後の３回目の誕生日（最長２年２ヵ月）までとなります。